

徳島県教育委員会規則第三号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年七月十二日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（平成元年徳島県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「若しくは第二項、法附則第八項本文又は法附則第十一項本文」を「、法附則第八項又は法附則第十一項」に改め、「第六条の二第四項、第六条の三第二項、第六条の四第一項及び第六条の七第二号を除き、」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、授与権者が別に定める場合は、第二号から第七号までに掲げる書類の全部又は一部について、その提出を省略することができる。

第二条第一項第二号中「基礎資格等」を「法別表第一から別表第二の二まで、法附則第八項又は法附則第十一項に定める資格を有すること」に改め、同項第三号中「若しくは第二項」を削り、「、別表第二又は別表第二の二」を「から別表第二の二まで」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「（前号に規定する有効期間が満了した普通免許状に係るものを除く。）」を削り、同号を同項第四号とし、同項中第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同項第八号中「第五号までに規定する」を「第四号までに掲げる」に改め、「場合」の下に「その他これに類する場合」を加え、同号を同項第七号とし、同条第二項中「について」を「その他授与権者が別に定める者について」に改め、同条第三項中「第十六条の二第一項若しくは第二項（法第十六条の四第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」又は同条第四項を「第十六条第一項又は法第十六条の四第三項」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「（前号に規定する有効期間が満了した普通免許状に係るものを除く。）」を削り、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項第七号中「から第四号までに規定する」を「及び第三号に掲げる」に改め、同号を同項第六号とし、同条第四項中「第十七条第一項又は同条第二項において準用する法第十六条の二第二項」を「第十七条」に改め、同項第二号中「に規定する」を「の表に定める」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「（前号に規定する有効期間が満了した普通免許状に係るものを除く。）」を削り、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第六号を第五号とし、同項第七号中「から第四号までに規定する」を「及び第三号に掲げる」に改め、同号を同項第六号とし、同条第五項第六号及び同条第六項第六号中「規定する」を「掲げる」に改め、同条第七項中「附則第二条の」を「附則第二条各項の」に改め、同項第二号中「附則第二条第一項、第二項又は第三項に規定する」を「附則第二条各項に定める」に改め、同項第三号中「平成十六年改正省令附則第二条第三項の規定により願い出ようとする者にあつては、」を削り、同項第六号中「規定する」を「掲げる」に改める。

第三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、授与権者が別に定める場合は、第二号から第八号までに掲げる書類の全部又は一部について、その提出を省略することができる。

第三条第一項第三号中「又は法附則第五項、法附則第九項若しくは」を「、法附則第五

項の表、法附則第九項の表、」に、「表若しくは」を「表又は」に、「所要資格」を「資格」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「第三号」を「前号」に、「所要資格」を「資格」に改め、「及び前号に規定する有効期間が満了した普通免許状に係るもの」を削り、同号を同項第四号とし、同項中第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同項第九号中「から第五号までに規定する」を「及び第四号に掲げる」に改め、「場合」の下に「その他これに類する場合」を加え、同号を同項第八号とし、同条第二項中「第十七条第一項又は同条第二項において準用する法第十六条の二第二項」を「第十七条」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第二号」を「前号」に改め、「及び前号に規定する有効期間が満了した普通免許状に係るもの」を削り、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同項第九号中「から第四号までに規定する」を「及び第三号に掲げる」に改め、同号を同項第八号とする。

第四条第一項中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同項第九号中「規定する」を「掲げる」に改める。

第五条第一項中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改め、同条第二項中「第十七条第一項」を「第十七条」に改める。

第六条第二項第三号中「所要資格」を「資格」に改める。

第六条の二から第六条の七までの規定を削る。

第十条各号列記以外の部分及び同条第二号から第五号までの規定中「第二条第一項前段」を「第二条第一項」に改め、同条第六号を削り、同条第七号中「第二条第一項前段」を「第二条第一項」に改め、「(前号に規定する有効期間が満了した普通免許状に係るものを除く。)」を削り、同号を同条第六号とし、同条中第八号を第七号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第十一条中「第二条第一項前段」を「第二条第一項」に、「同法の」を「施行法第二条第一項の表」に、「同表の」を「施行法第二条第一項の表」に改める。

第十四条第二項中「第二条第一項前段」を「第二条第一項」に改める。

別表第五中

管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目

を

管理栄養士学校指定規則
文部省令第2号)別表
年厚生省
る教育内容に係る科目

(昭和41

第1に掲げ

に改める。

様式第十号の五から様式第十号の十三までの様式を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。